

甲種防火管理再講習案内

東山梨消防本部

1 趣 旨

この講習は、高度な防火管理を必要とする防火対象物の防火管理者に対し、近年における防火管理の重要性及び消防法令の改正内容の把握等、最新の知識の習得と適切な防火管理業務の徹底を図ることを目的としています。

2 講習の日時、場所及び定員

- (1) 日時 令和7年12月2日(火)
午後1時00分から午後4時00分まで
- (2) 場所 甲州市塩山西広門田385番地 東山梨消防本部 3階大会議室
- (3) 定員 50人(定員になり次第締め切ります。)

3 受講対象者

劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物(特定防火対象物)のうち、建物全体の収容人員が300人以上で甲種防火対象物の防火管理者が対象となります。(甲種防火管理講習を修了し防火管理者に選任されている方)

※ 本講習は、定期(5年に1度)に受講することが義務付けられています。

4 受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和7年10月27日(月)から10月31日(金)までの5日間 午前9時から午後5時まで
- (2) 受付場所
・甲州市塩山西広門田385番地(電話0553-32-5025)
東山梨消防本部2階予防課

5 受講申込

- (1) 受講申請書へ受講料2,000円(テキスト代等を含む。)を添えて本人が直接申し込んでください。なお、郵送等の受け付けは一切ありませんのでご注意ください。
- (2) 受講申請書に添付する書類等
ア 甲種防火管理講習修了証の写し
イ 本人と証明できる資料(免許証等の写し)
- (3) 「受講申請書」は、塩山消防署及び山梨消防署に準備している他、ホームページ(東山梨行政事務組合・消防本部)でダウンロードすることが出来ます。
【返金等について】
申込み後の受講取り消し、受講しなかった場合、又は受講日当日体調不良等(発熱、咳、喉の痛み等のためお断りした場合も含む。)により受講できなかった場合、受講料は一切返金をいたしません。ただし、講習会自体が中止となった場合は、返金をいたします。

- 6 講習修了証の交付
全課程を受講した者に対し、修了証を交付します。

7 講習科目・時間

科 目	時 間
受 付	13:00～13:20(20分)
開 講 式	13:20～13:30(10分)
消防法令改正の概要	13:30～14:30(60分)
休 憩	14:30～14:40(10分)
火災事例と防火管理	14:40～15:40(60分)
休 憩	15:40～15:50(10分)
閉講式・修了証交付	15:50～16:00(10分)

8 その他

- (1) 受付は、午後1時00分から開始します。
- (2) 遅刻、早退又は欠席した場合は、「修了証」の交付はできません。
- (3) 当日は、受講票、筆記用具、印鑑、ノート等を持参して下さい。
- (4) テキストは当日お渡しいたします。
- (5) 駐車場が限られているため、乗り合わせの上ご来場ください。
- (6) 4年以内に甲種防火管理再講習を受講している方は、受講の必要はありません。
- (7) その他、不明な点については、東山梨消防本部予防課にお問い合わせください。

お問い合わせ先 東山梨消防本部予防課
担当 廣瀬・矢崎
電話 0553-32-5025 (直通)